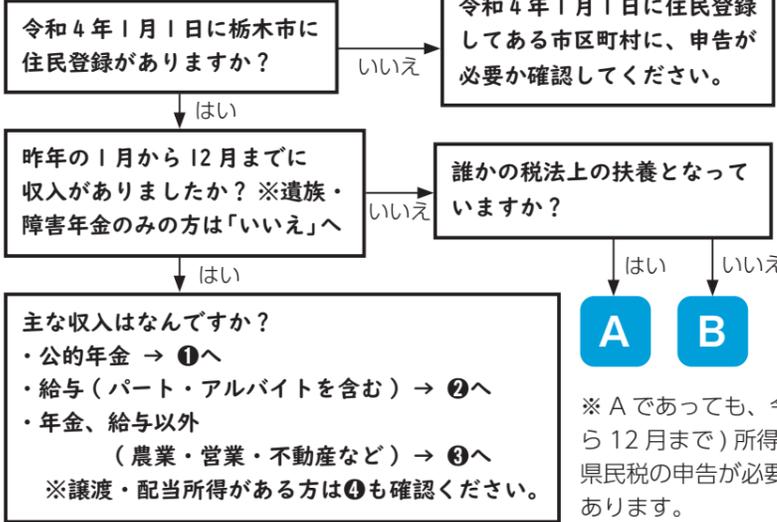


あなたの申告はどれかな？



スタート



収入とは
売上げや雑収入・家賃地代・給料・公的年金・個人年金・生命保険など支払いを受けた一時金 など

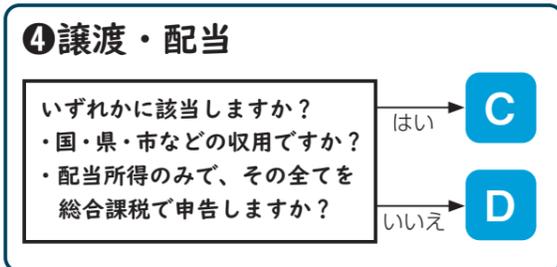
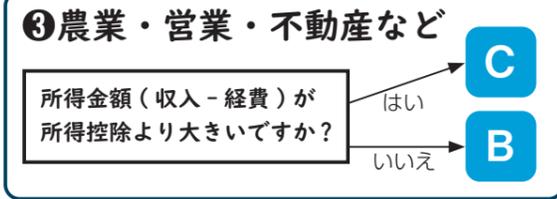
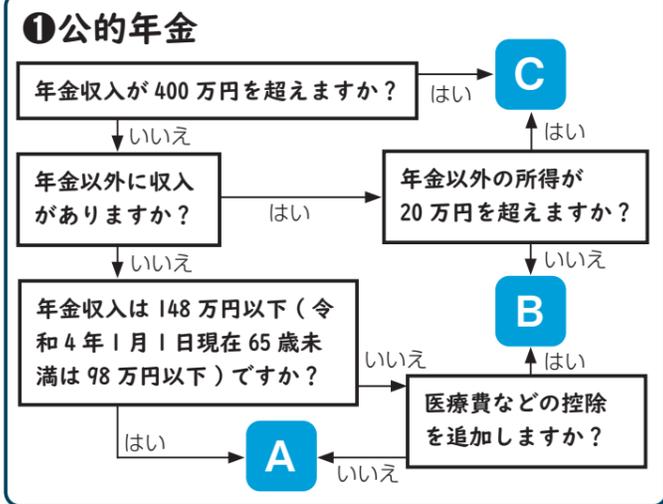
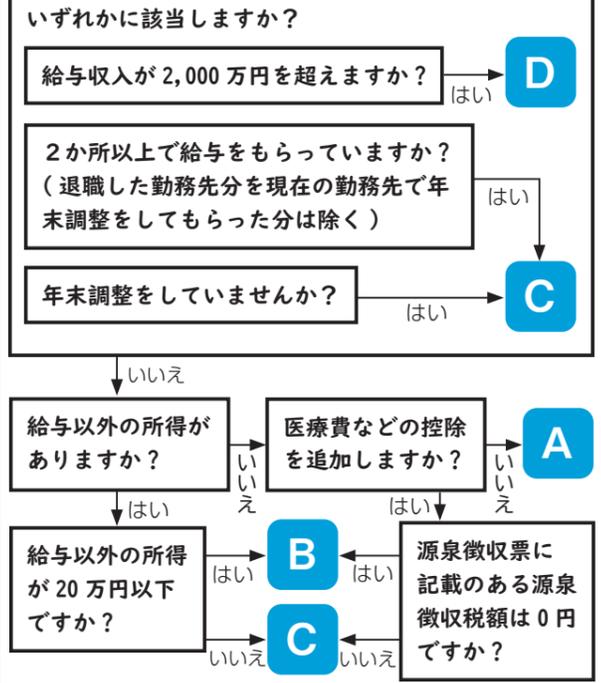
収入から差し引かれる金額とは
収入のための必要経費・金額に応じた給与所得控除・公的年金所得控除・支払いを受けた一時金のための保険料や掛け金 など

収入 - 収入から差し引かれる金額 = 所得

所得控除とは
社会保険料控除・扶養控除・生命保険料控除や医療費控除など所得から差し引かれる金額

※ A であっても、令和4年6月以降に令和4年度（昨年1月から12月まで）所得証明書や非課税証明書が必要な方は、市民税・県民税の申告が必要です。また、行政手続き上申告が必要な場合があります。

②給与（パート・アルバイトを含む）



チャート結果

- A** 所得申告の必要はありません。
- B** 市民税・県民税の申告が必要です。
- C** 所得税確定申告が必要な可能性があります。
- D** 栃木商工会議所での申告です。

栃木税務署からのお知らせ

問合せ先 栃木税務署 ☎(22)0885

栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です（下の地図参照） 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時

確定申告会場への入場には、入場時間を指定した「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを利用したオンライン事前発行も可能です。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と入場時の手指の消毒をお願いします。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※入場整理券の詳細は、国税庁HPをご覧ください。

※土・日曜日・祝日は開設していません。

※開設期間中は、栃木税務署での申告相談は行っていません。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行っていません。

※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。

※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。

令和3年分の確定申告の期間・納期限

税目	期間	納期限	口座振替日(振替納税)
所得税 および復興特別所得税	2月16日(水)～3月15日(火)	3月15日(火)	4月21日(木)
個人事業者の消費税 および地方消費税	3月31日(木)まで	3月31日(木)	4月26日(火)
贈与税	2月1日(火)～3月15日(火)	3月15日(火)	-

※1月4日(火)から2月15日(火)までの確定申告会場は、栃木税務署です。
給与・年金所得者の所得税の還付申告の相談 および 申告書の提出は1月から行えます。



令和3年分所得申告参考資料

令和3年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料（年金からの特別徴収分を除く）を1月28日(金)に発送します。社会保険料控除の資料としてご利用ください。

問合せ先 税務課係 ☎(21)2263

要介護認定者の障がい者控除対象者認定書と医療費控除(おむつ代)に係る主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課保健福祉係へ申請ください。申請に必要なもの：介護保険証、印鑑（申告する方と要介護認定者本人のもの）※認定書、確認書は内容を審査し後日郵送します。主治医意見書内容確認書を初めて申請する場合は、医療機関へ記載を依頼する必要があります。

問合せ先 高齢介護課 ☎(21)2253

申告に必要なもの（領収証や証明書などは令和3年中のもの）

収入がわかるもの	申告に必要なもの
給与所得者	源泉徴収票（原本）…勤務先が発行
年金所得者	源泉徴収票（原本）…年金支払者が発行
営業所得者 農業所得者 不動産所得者	収入金額及び必要経費が分かる書類等、支払調書（ある場合のみ）※事前に「収支内訳書」を作成してご持参ください
一時所得がある場合	収入額と必要経費の記載された証明書（「支払保険金額等のお知らせ」など）
シルバー人材センターの所得がある場合	配分金支払証明書
所得から控除する額がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料控除：市役所からの所得申告参考資料、国民年金保険料控除証明書、その他社会保険料の支払金額が分かる書類 生命保険料控除：生命保険料の控除証明書 地震保険料控除：地震保険料の控除証明書 障害者控除：障害者手帳・認定書など 雑損控除：一昨年、市会場で受付した台風19号の雑損失を繰り越す申告のみ、市会場で相談できます。 医療費控除：記入済の「医療費控除の明細書」、医療費通知（原本） 寄附金控除：寄附金の受領証（原本）など 住宅借入金等特別控除を受ける場合（2年目以降のかた）：令和3年分住宅取得控除等特別控除申告書（記入済みのものをご持参ください）、年末残高等証明書
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署や市役所からの「申告お知らせはがき」 ・利用者識別番号がわかる書類（ある場合のみ） ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・申告する人名義の預貯金口座番号がわかるもの